

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、納税者側の負担にも配慮しつつ、限られた人員等をバランスよく配分し、申告内容や調査事績など様々なデータを分析しながら、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話等による簡易な接触も実施するなど、適正・公平な課税の推進に努めています。

■ 実地調査の件数

税目	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
	千件	千件	千件
申告所得税	46	48	47
法人税	62	59	54
消費税	87	84	81
相続税	8	9	10

■ 実地調査における追徴税額

税目	令和4事務年度	令和5事務年度	令和6事務年度
	億円	億円	億円
申告所得税	1,015	1,066	1,132
法人税	1,868	2,102	2,187
消費税	1,693	1,454	1,575
相続税	669	735	824

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

～ データ活用の取組強化 ～

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでいます。構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税のため、十分な審査と調査を実施 ～

消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、還付金の支払を保留した上で、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認するなど、不正還付防止に努めています。

また、輸出品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎ 消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 実在しない外国法人に対する輸出販売を装うことで、架空の免税売上げ及び課税仕入れを計上していた事実を把握
- 国内に居住する外国人への国内売上げについて、偽造した輸出申告書を用いて、免税売上げを計上していた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS : Common Reporting Standard)によって得た情報を効果的に活用して実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

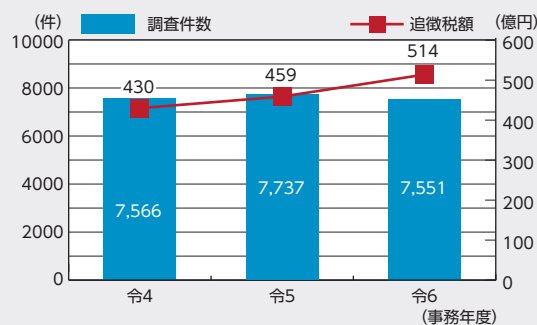
◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- CRS情報を活用し、租税条約等に基づく情報提供要請を実施することにより、海外金融機関から得た多額の利息等を申告していなかった事実を把握
- 国外送金等調書を活用し、海外のアフィリエイト収入に係る所得税申告をしていなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報などからの的確に把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況 (所得税・相続税・法人税)



◎ 無申告の調査事例

- 動画配信サービスを利用したトレーディングカード販売により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税が無申告であった事実を把握
- 金地金の売却により得た利益について認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握
- 被相続人の預金から引き出した多額の現金について、相続税の申告が必要であることを認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

シェアリングエコノミーなどの新分野の経済活動への対応については、適正申告のための環境作りとして、税務手続や課税上の取扱いを国税庁ホームページで発信しているほか、業界団体や仲介事業者などを通じた利用者（納税者）への適正申告の呼びかけを行っております。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や調査を行っております。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、法令に定められた手続に従うことを徹底するとともに、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づき法令面の検討を十分に行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、業務に当たってデータを積極的に活用するほか実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる納税者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される納税者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

¹ 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● **税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組**
～ 国税局幹部と経営責任者等の意見交換などを実施 ～

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務に関するコーポレートガバナンス(以下「税務CG」といいます。)の充実が重要です。そのため、大企業に対する税務調査の機会を利用して、税務CGの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行うなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

これにより、企業側においては、不適切な税務処理の発生リスクを低減させることなどが期待されるとともに、国税庁側においても、税務CGの状況を各企業の税務リスク判定に活用することが可能となります。

本取組に関する詳しい内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について\(調査課所管法人の皆様へ\)](#)」をご覧ください。



各事務年度の
取組状況等



税務CGの充実
に向けた取組

● **大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進**
～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

申告書作成前後で誤りが生じやすい事項について、表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報\(調査課所管法人の皆様へ\)](#)」に掲載しています。申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査や、申告書提出前の自主点検に活用することにより、申告誤りの未然防止が期待されます。



「申告書の自主点検
と税務上の自主監
査」に関する情報

● **移転価格税制に関する相談窓口を試行的に設置**

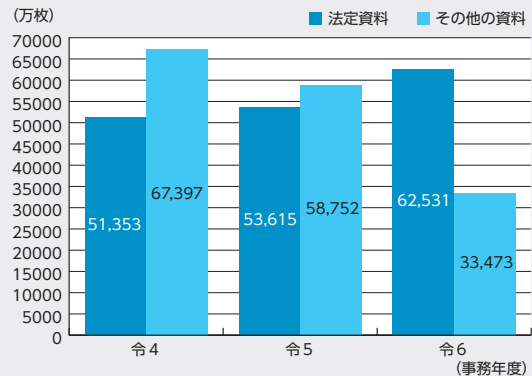
大企業の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、国税局に「[移転価格税制に関する相談窓口](#)」を試行的に設置し、移転価格税制に係る一般的質疑のほか、個別の国外関連取引などの具体的な相談に対して、適用関係に関する当局の考え方や留意点を答ええています。

(3) 資料情報の収集等

～ 的確な調査・行政指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、情報照会手続きに基づいて収集した情報や調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、調査・行政指導に活用しています。

■ 資料情報の収集枚数



【参考】他省庁等との情報連携の強化

国税庁においては、多様な情報の収集の一環として、他省庁等と相互の密接な連携に努めてきたところですが、

最近では、消費税不正還付への対応として税関当局や、政府全体の外国人（秩序）共生への対応として出入国在留管理庁との連携の強化に取り組んでいます。

(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

令和7(2025)年度においては、ソーシャルメディアで事業活動を行う事業者など幅広い業種業態の事案のほか、海外取引を利用した不正行為や海外に不正資金を隠していた事案など巧妙な不正手段の事案、国庫金の詐取ともいえる消費税不正受還付事案など悪質性の高い事案を告発しました。

■ 査察広報用パンフレット



税に関する講演会や租税教育に活用するなど、広報にも積極的に取り組んでいます。

◎ 令和7(2025)年度の告発事例

- SNS等のソーシャルメディアを利用して活動していたインフルエンサーやイラストレーターなどの事業者が法人税や所得税等を免れた事案
- 日用品等の輸入販売会社が、海外の不正加担者と通謀して海外法人に対する架空の輸入仕入れを計上し、法人税を免れた事案

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和5年度	154 件	151 件	101 件	11,980 (8,931) 百万円	79 (88) 百万円
令和6年度	151	150	98	11,270 (8,230)	75 (84)
令和7年度	131	127	82	11,137 (8,390)	88 (102)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和5年度	83 件	83 件	100.0 %	9 人	58 百万円	15.6 月	15 百万円
令和6年度	99 件	99 件	100.0	13 人	59	15.7	15
令和7年度	80 件	80 件	100.0	6 人	54	16.1	15

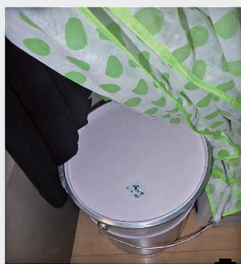
※1 表中の内書は、他の犯罪との併合事件を示しています。

※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和7(2025)年度中に判決が出された事例

複数の納税義務者と共謀し、自身が主宰する法人に対する架空経費を計上するなどの方法により所得を秘匿し、多額の法人税及び所得税等を免れた脱税指南グループの首謀者に懲役6年の実刑判決が言い渡されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例



■ Web-TAX-TV「脱税を見逃さない!～国税査察官の仕事～」



脱税者を摘発するために日々努力している国税査察官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。

是非ご覧ください。



【動画はこちら】

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約87.2兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和6(2024)においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約88.2兆円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約87.2兆円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、振替納税やダイレクト納付などの多様な納付手段を提供した上で、これらの納付手段や計画的な納付方法など、納税に関する様々な情報を国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」に掲載するほか、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を積極的に実施しています。



納税に関する総合案内

また、計画的な納付を行っていただくため、ダイレクト納付を利用した予納(予納ダイレクト)を積極的にご利用いただけるよう努めています。

このほか、期限を過ぎて納付したことのある納税者には、あらかじめ電話や文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に納付を促すなどの取組を行っています。

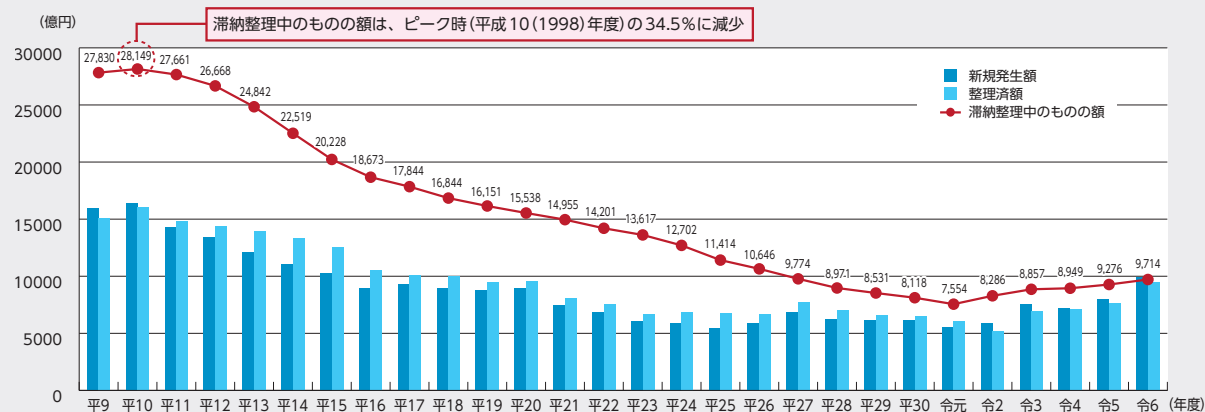
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の34.5%に ～

令和6(2024)年度末の滞納整理中のものの額は9,714億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約9,700億円と依然として高水準

→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まず、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。

一方、分割納付を約束したにもかかわらず不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や、財産の差押え及び公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、厳正に対処しています。

◎ 令和7(2025)年度告発事例

- 取引先からの入金を滞納会社の従業員名義の預金口座に振込入金させることにより、財産を隠蔽した事案を告発

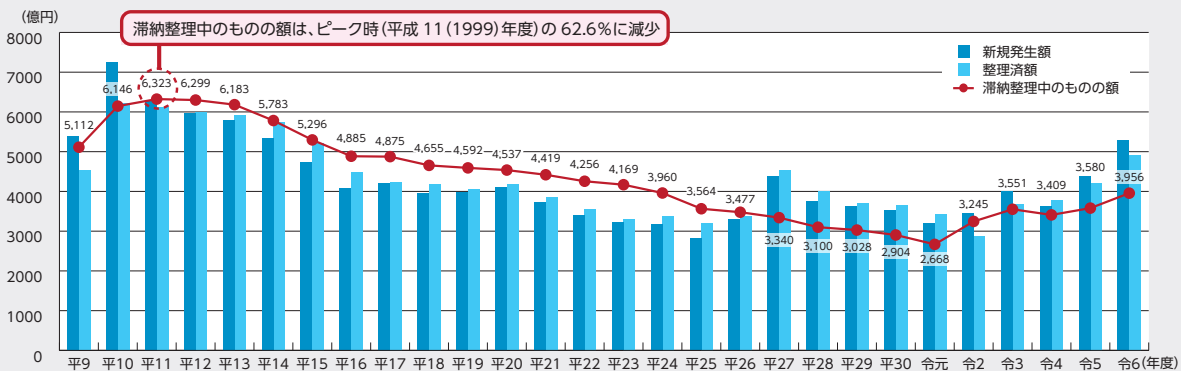
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

取引が複雑な事案や財産の移転を偽装している事案などの処理困難事案の滞納整理については、①広域担当との連携、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な十分な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納事案については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

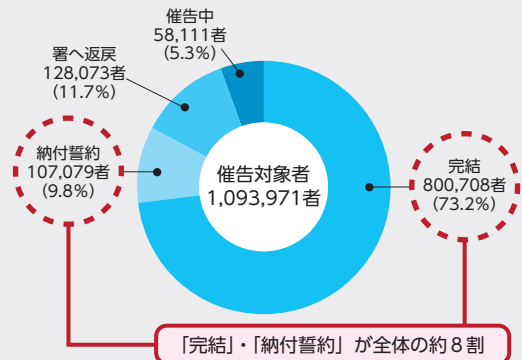
1 納税者が差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金、又はこれらの両方が科されます。
2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます。

(3) 集中電話催告センター室

～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。こうした取組により、令和6（2024）年7月から令和7（2025）年6月末までの1年間で、催告対象約109万者のうち、約80万者（73.2%）が完結し、約11万者（9.8%）が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況



※ 「署へ返戻」は、集中電話催告センター室から税務署へ所掌を変更した納税者数を示します。

(4) 公売の実施

～ 公売で約2,200物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

令和6（2024）年7月から令和7（2025）年6月末までの1年間で、全国で219回の公売を実施しました。その結果、不動産、自動車、宝飾品など約2,200物件が売却され、その売却総額は約95億円となっています。

全国の国税局が公売する財産の内容や公売日程については、国税庁ホームページの「公売情報」からご覧いただけます。

- ※1 入札手続は、「公売情報」からオンラインで行うこともできます。
- ※2 競り売りは、民間のオークションサイトにおいても実施しています。



公売情報

■ 令和6（2024）年7月から令和7（2025）年6月末までに公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務については、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,973万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、振替納税・ダイレクト納付などの納付書を使用しない納付手段を導入し、事務作業の効率化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化し、迅速かつ効率的な処理に努めています。

3 消費税不正還付への対応

～ 消費税制度に対する信頼を守っていくために ～

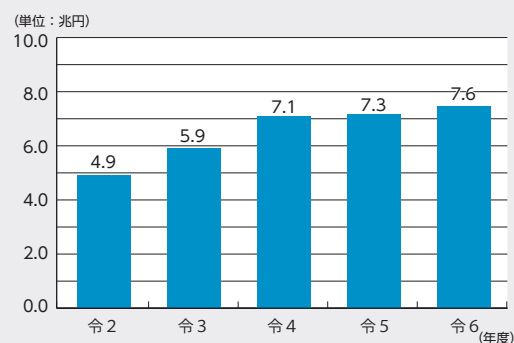
国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税の制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。このような消費税の不正還付事案は、消費税制度に対する納税者の信頼を著しく害するものであり、国税当局では重点課題と位置付けて対策に取り組んでいます。

(1) 消費税還付申告税額の現状

消費税還付申告税額は近年増加傾向が続いており、個人及び法人が提出した令和6(2024)年度の消費税還付申告税額の合計額は7兆円を超えています。

■ 消費税還付申告税額の推移



(2) 消費税不正還付に対する取組

～ 不正な還付申告は見逃さない ～

消費税不正還付を抑止するには、不審な申告を見逃さない、悪質な納税者を放置しないことが重要です。

国税庁では、消費税制度を悪用した事例に対して、申告から行政指導・調査から徴収まで各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して①還付申告書の厳格な審査の実施、②悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施(事例の分析・データ活用)、③組織体制の充実(専門部署の設置・拡充)、④広報活動を通じた未然防止の取組など、組織を挙げて取り組んでいます。

¹ 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

イ 還付審査の充実

消費税の還付申告の中には、不正還付事例以外にも、法令の適用誤りなどによるものも含まれています。そのため、国税当局としては、各種情報に照らして確認の必要がある場合は、還付金の支払を一旦保留し、必要な書類の提出をすることや、実地調査を行うことで、還付申告の原因や還付税額の確認をしています。これらの結果、還付税額に誤りがあれば適切に是正する一方で、誤りがないと判断した場合には速やかに還付を行っています。

ロ 実地調査の充実

不正還付の手口は、時代の変化とともに複雑・巧妙化しています。国税庁では、必要なマンパワーを確保した上で、様々な資料の収集・分析を行い、必要な対象を見極め、厳正な調査を実施しています。その結果、令和6(2024)年7月から令和7(2025)年6月までに消費税還付申告者(個人・法人)に対して5,810件の実地調査を実施し、その追徴税額は、約313億円となっています。

また、特に悪質な不正受還付事案に対しては、査察調査を行った上で検察官に告発し、その刑事責任を追及しています。

令和7(2025)年4月から令和8(2026)年3月までに、

- ・ 再生資源の輸出販売会社が、過去に海外から取得した機械装置を国内業者から取得したと装い、課税仕入れを過大計上し、消費税の不正還付を受けていた事案

などを告発しました。

■ 消費税不正受還付事案の告発件数及び不正受還付額

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
告発件数	件 16	件 17	件 12
不正受還付額	百万円 454	百万円 304	百万円 73

※1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含みます。

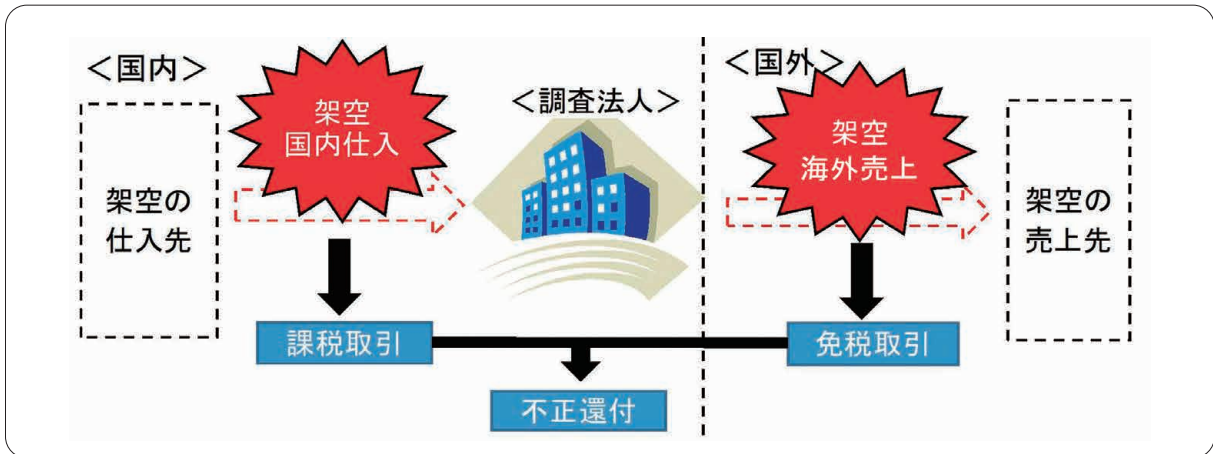
※2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含みます。

【参考】消費税不正還付の主な手口

～ 不正の手口は多種多様 ～

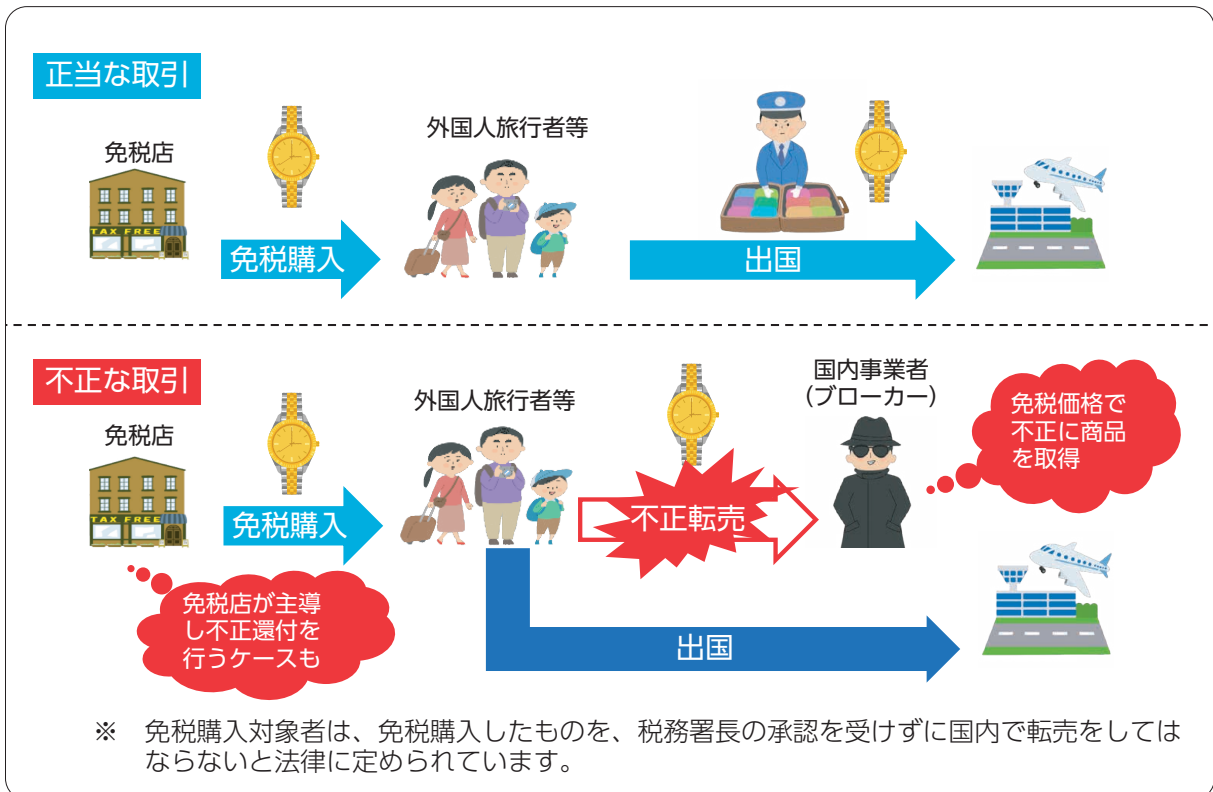
(イ) 架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上する事例

事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが(課税取引)、国外に商品を販売(輸出)した場合には、消費税が免除されます(免税取引)。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受けることができます。この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして不正に還付金を受けようとしていた事例が把握されています。



□ 免税購入物品の国内転売事例

免税店では、一定の外国人旅行者等(免税購入対象者)に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます(輸出物品販売場制度)。この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、近年、国内事業者(ブローカー)等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得るなどの事例やこれを免税店が主導するといった悪質な事例が把握されています。



輸出物品販売場制度の改正(リファンド方式への移行)への対応

1 改正の背景・概要

多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入物品を所持していない外国人旅行者等を捕捉し即時徴収を試みても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、輸出物品販売場制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和8(2026)年11月1日から、免税店において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の購入日から90日以内の出国時にその免税対象物品を持ち出すことが税関で確認された場合に免税販売が成立する制度とされ、この確認後に免税店を運営する事業者から外国人旅行者等に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に移行することとなっています。

2 円滑な移行に向けた周知・広報等の取組

- 国税庁ホームページに「リファンド方式特設サイト」を開設し、リファンド方式を詳細に説明したパンフレットやQ&A、より分かりやすく解説した動画などを掲載
- 観光庁や業界団体等が開催した説明会への講師派遣



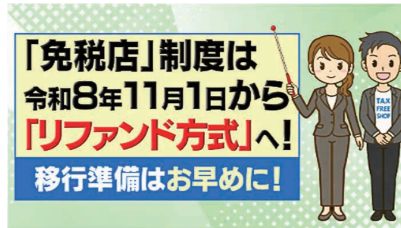
【リファンド方式特設サイト】

■パンフレット



【パンフレットはこちら】

■説明動画



【動画はこちら】

八 組織体制の充実

消費税不正還付事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、積極的に調査を実施しています。また、専門的な知識やノウハウを持つこれらの国税局職員や税務署消費税専門官が一般の税務署職員と連携し還付審査や消費税調査を実施することで、国税組織全体の調査能力向上にも取り組んでいます。

さらに、税関当局との間で人事交流を行い、国税・税関当局双方の人材育成にも取り組んでいます。

二 税関当局との連携

国税庁では、多種多様な手口による悪質な事例が散見される中、消費税不正還付への対応として、税関当局との情報連携を進めています。また、近年、金の密輸の摘発件数・押収量が増加傾向にあり、密輸された金が国内で売買されることで不正に消費税分の利益を得るなどの消費税制度の悪用が懸念されることから、税関当局との連携の重要性が一層増しています。

【参考】 税関当局における金密輸の更なる取締強化について

税関当局は、平成29(2017)年11月に「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、令和7(2025)年11月には税関長の通告処分による没収を含む総合的対策を打ち出すなど、総合的な金密輸対策に取り組んでいます。金密輸に関しては、組織的な密輸スキームが活用され、最終的には輸出に伴う消費税の還付を含め密輸により得た利益が犯罪組織の資金源になっている可能性も疑われるなど、金密輸の更なる対策が喫緊の課題であり、関係省庁が連携しつつ、取締りの強化に努めています。

ホ 広報活動を通じた未然防止

国税庁では、厳格な還付審査や調査・徴収を行いつつ、国税庁ホームページ内のインターネット番組「Web-TAX-TV」に「消費税の不正還付を許さない！」を日本語、英語、中国語の字幕付きで掲載しています。その他、空港等に「STOP！免税品転売」ポスターを掲示するなど、広報・啓発活動に取り組み、不正還付の未然防止に努めています。

■ Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」



1件の消費税還付申告書の申告内容に疑問を抱いた国税調査官が税務調査に着手し、消費税不正還付を解明するまでを分かりやすいドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。

【動画はこちら】



日本語版



英語字幕版



中国語字幕版

■ 全国7つの大規模空港やクルーズ船が寄港する港へポスターを掲示



関税局・税関の協力の下、「税を考える週間」に全国7つの大規模空港やクルーズ船が寄港する港に「STOP！免税品転売」ポスターを掲示しました。

また、業界団体を通じて輸出品販売場の店頭にもポスター掲示のご協力をいただくなど、注意喚起を行っています。



国税庁HP



情報提供窓口

4 国際的な取引への対応

～国際的な租税回避への国民の関心の高まり～

海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業が増加するなど、年々、経済社会のグローバル化が進展する中、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違いを利

用して税負担を軽減するといった国際的な租税回避に対しても国民の関心が大きく高まっています。

(1) 国際的な租税回避等に対する取組

国税庁では、国際的な租税回避等に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国税務当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

イ 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正・公平な課税を実現するために、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避等に的確に対応しています。

(イ) 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。

■ 国外送金等調書の提出枚数

	平成30 事務年度	令和元 事務年度	令和2 事務年度	令和3 事務年度	令和4 事務年度	令和5 事務年度	令和6 事務年度
提出枚数	692	655	659	726	790	832	923

(ロ) 国外財産調書

その年の12月31日において合計5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額

	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
提出件数	9,961 件	10,652 件	11,331 件	12,109 件	12,494 件	13,243 件	14,544 件
財産総額	39,014 億円	42,585 億円	49,654 億円	56,364 億円	57,222 億円	64,897 億円	81,945 億円

(ハ) 財産債務調書

①その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有する方又は②その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

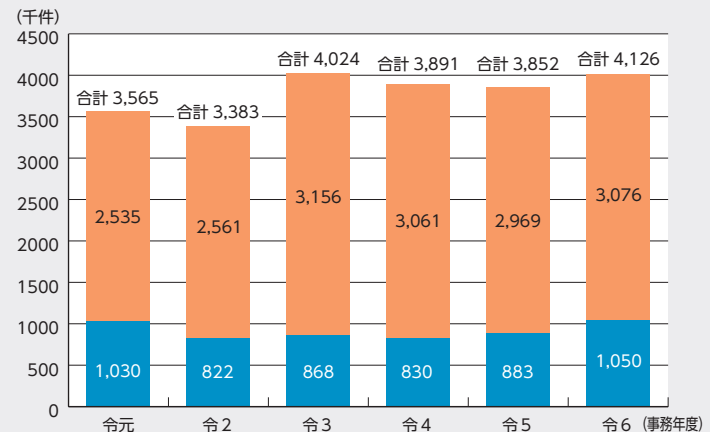
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額

	平成30年分	令和元年分	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
提出件数	72,633 件	72,248 件	72,215 件	75,005 件	74,772 件	78,801 件	83,427 件
財産総額	868,825 億円	932,571 億円	998,709 億円	1,051,238 億円	1,081,254 億円	1,251,805 億円	1,422,965 億円

(二) 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和8(2026)年5月現在、90の租税条約等(157か国・地域を対象))¹に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。
 オレンジ部分：CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数
 青色部分：要請に基づく情報交換、自発的情報交換及び法定調書情報の自動的情報交換件数

(ホ) 国際的な枠組みに基づく自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、我が国は、OECDが策定した「共通報告基準(CRS)」に基づき、諸外国の税務当局との間で非居住者の金融口座情報の交換を実施しています。国税庁では、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。



CRSコーナー

また、暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、令和4(2022)年7月、OECDにおいて、非居住者の暗号資産等取引情報を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として「暗号資産等報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)」が策定されました。

現在、70を超える国・地域が、令和10(2028)年までにCARFに基づく情報交換を開始することを表明しており、我が国も、令和8(2026)年1月から12月分の取引情報について、令和9(2027)年4月末までに国内に所在する暗号資産交換業者等から報告を受け、同年9月末までに初回の情報交換を行う予定です。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和5事務年度		令和6事務年度		令和5事務年度		令和6事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
	か国・地域	件	か国・地域	件	か国・地域	件	か国・地域	件
アジア・大洋州	19	1,934,804	19	1,858,808	14	403,696	14	231,484
北米・中南米	21	153,308	24	106,131	18	36,445	19	28,287
欧州・NIS諸国	42	308,300	44	320,968	40	66,389	42	63,608
中東・アフリカ	11	58,876	14	459,467	8	4,252	9	4,655
合 計	93	2,455,288	101	2,745,374	80	510,782	84	328,034

¹ ここでいう租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

◎ CRS情報の活用事例

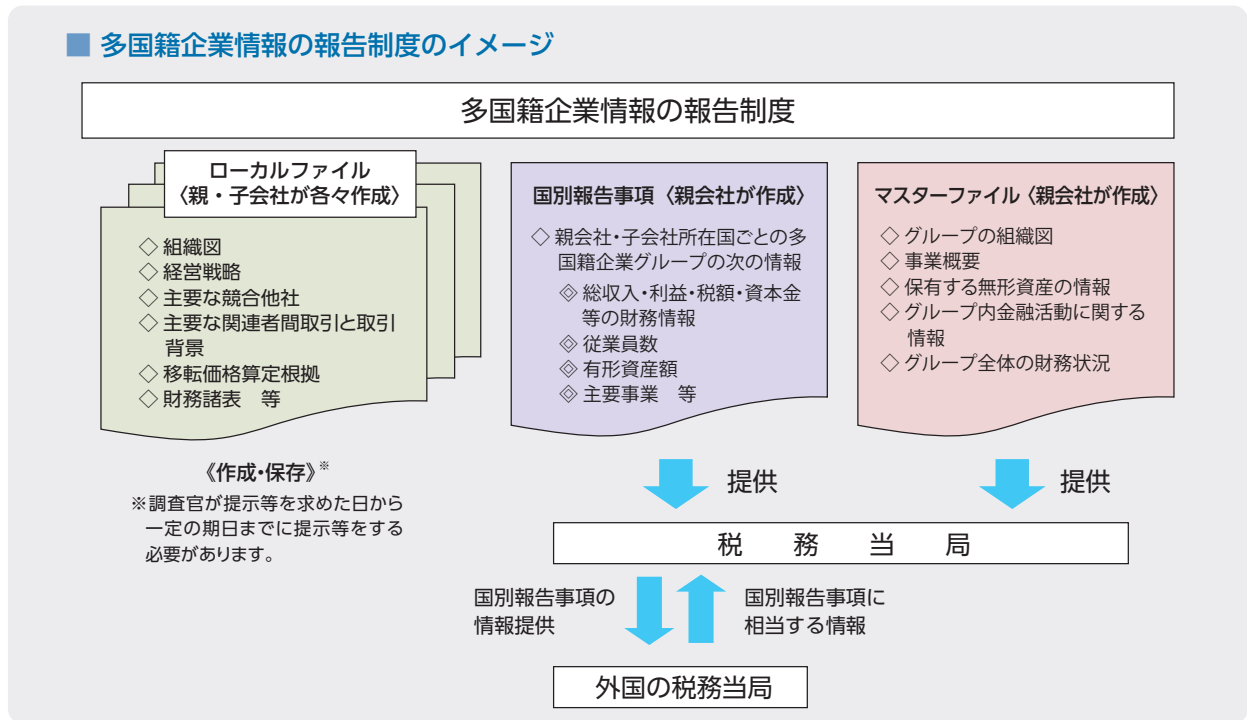
- CRS情報により、会社員が外国の証券口座で株式の配当等による収入を得ている事実を把握し、その運用状況の解明によって多額の投資所得に課税
- CRS情報により、法人役員が外国の金融口座に多額の資産を保有している事実を把握し、その運用状況の解明によって、親族から相続した財産の運用による多額の利益の申告漏れが判明
- 国内財産の滞納処分では全額納付に至らない滞納のある個人について、CRS情報から外国の銀行預金を保有している事実を把握し、外国税務当局に対して租税条約に基づく徴収共助を要請し、外国税務当局により当該銀行預金の差押えが行われ、送金を受けたことで滞納国税を徴収

㊦ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、①国別報告事項、②事業概況報告事項(マスターファイル)及び③ローカルファイルを税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられています¹。

国別報告事項は、一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国・地域の税務当局に提供することとされており、我が国では、令和6(2024)事務年度において、57か国・地域の税務当局から1,875グループの情報を受ける一方、75か国・地域の税務当局に981グループの情報を提供しました。

国税庁では、多国籍企業における移転価格リスクや租税回避リスクの評価を行うに当たり、これらの情報を効果的に活用しています。



□ 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、国際的租税回避に対応するため、国税局や税務署に専門的に対応する部署を設置して

¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社等は、最終親会社年度の終了日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされています。

います。また、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者については、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、各種情報の収集・分析を行っています。

ハ グローバルネットワークの強化

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁では、外国税務当局との連携の強化に努めています。

(イ) 国際的な枠組みへの参画

A 国際合意の形成と履行

多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、平成24(2012)年にOECDにおいてBEPSプロジェクトが立ち上げられ、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されました。国税庁では、最終報告書で勧告された15の行動計画の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「BEPSプロジェクト」をご覧ください。

B OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があるため、OECDにおいて「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されています。近年では、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する解決策として2つの柱(第1の柱：全世界収入が200億ユーロを超え、かつ、利益率が10%超であるグローバル企業グループの利益の一部の市場国に対する新たな課税権の配分[利益A]及び移転価格税制の適用の簡素化・合理化[利益B]、第2の柱：全世界での年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループを対象として、国際的に合意された最低税率(15%)に至るまでの課税を確保する制度であるグローバル・ミニマム課税)が議論され、利益Bに係る合意内容がOECD移転価格ガイドラインに追加されたほか、第2の柱については各国がグローバル・ミニマム課税を導入する際のモデル・ルールや執行ガイドンスが合意・公表されています。

我が国では令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール(IIR : Income Inclusion Rule) (令和6(2024)年4月施行)、令和7年度税制改正において軽課税所得ルール(UTPR : Undertaxed Profits Rule) 及び国内ミニマム課税(QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) (いずれも令和8(2026)年4月施行)の法制化が行われました。

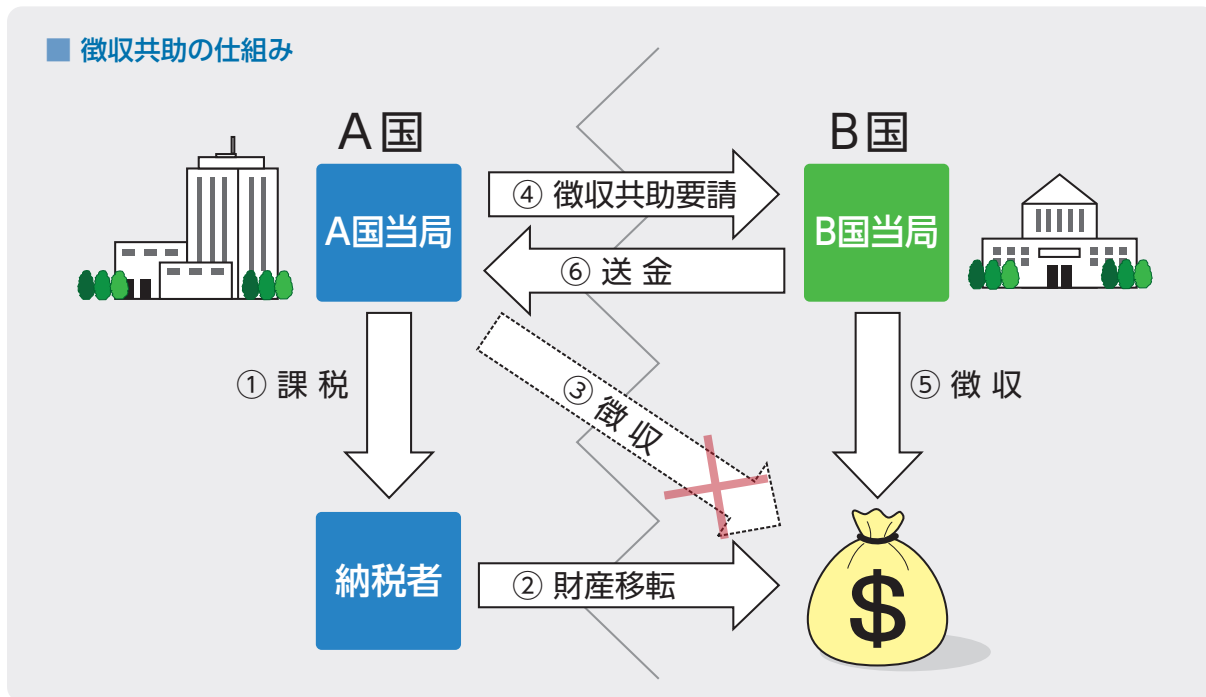
また、OECDにより設置された「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」では、租税条約等に基づく情報交換について、各国・地域の法制と執行の相互審査が行われています。「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC : Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。国税庁では、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

(ロ) 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租

税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」



海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。



【動画はこちら】

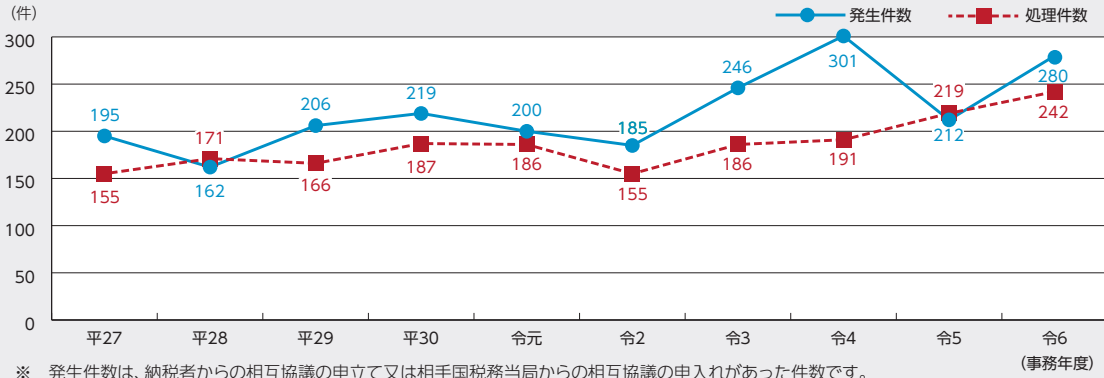
(ハ) 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立て等を受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議²を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制³の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認⁴に係る相互協議も実施しています。

1 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め147か国・地域において発効しています(令和8(2026)年6月1日現在)。
 2 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合等において、国税庁が納税者の申立て等を受けて租税条約等の締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。
 3 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。
 4 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認を行うことです。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます¹。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移

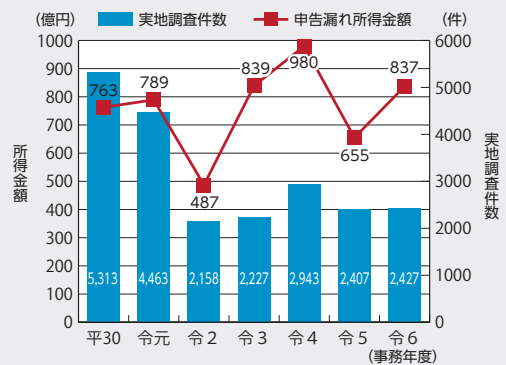


(2) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

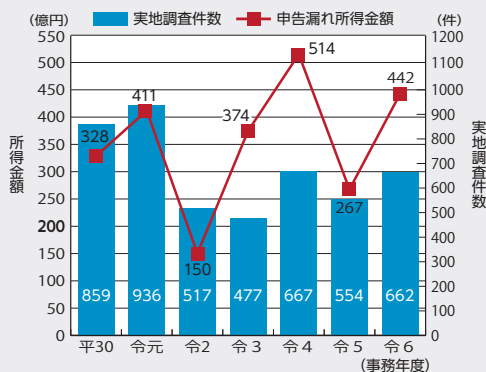
～ 資産隠しや租税回避行為への対処 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

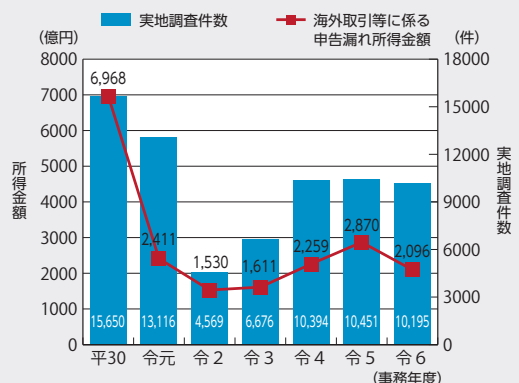
■ 富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査事績



◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 外国法人から役員報酬及び配当を受け取っていた者について、調査の結果、日本の居住者(非永住者)であることが判明し、課税した事例
- 海外への輸出取引を行っていた企業について、外国税務当局への情報交換要請も活用した調査の結果、輸出売上げの除外を把握した事例

¹ 令和6(2024)事務年度の協議回数・日数は45回・152日でした。

～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加し、その内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針など、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。

また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

5 各国税務当局との協力

(1) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力

国税庁では、政府開発援助(ODA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和7(2025)年度は、フィリピン、ベトナム、マレーシアに職員を派遣し、日本の税制や税務行政に関する講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣(令和7(2025)年度は、フィリピン及びベトナム)しています。

2 国内での受入研修の実施

(1) 国際税務行政セミナー(ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした「一般」と幹部職員を対象とした「上級」があります。

(2) 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、税務行政に関してその国からの要望に沿った講義などを行っています。

(3) 国際課税研修

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用して日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和7(2025)年度は、政策研究大学院大学及び慶應義塾大学の各大学院に在籍している留学生13名が参加しました。

■ 受入研修などの実施状況

(単位：国、人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国際税務行政セミナー (ISTAX) (一般)	国数	14	3	8	11	13
	人数	14	3	8	12	15
国際税務行政セミナー (ISTAX) (上級)	国数	10	5	8	10	7
	人数	10	5	8	11	9
国別税務行政研修	国数	2	4	4	6	4
	人数	136	355	61	53	38
国際課税研修	国数	6	4	8	8	7
	人数	11	6	8	8	9
国税庁実務研修	国数	8	5	7	9	11
	人数	9	6	13	17	13

※ 令和3(2021)年度から令和4(2022)年度は、オンラインによる研修も含まれています。

(2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーは、国税庁がOECDと連携して開催している、アジア・太平洋地域の租税犯罪調査官等を対象にした租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修です。令和元(2019)年5月の税務大学校和光校舎での開講以降、令和7(2025)年度末までにオンラインでの開催を含め、計20回開催しました。

(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟38か国及び非加盟16か国・地域(令和8(2026)年5月現在)の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和7(2025)年11月には、第18回会合が南アフリカで開催され、DXによる納税者利便性の向上、自発的納税意欲の向上、租税犯罪等への対応、グローバル・ミニマム課税の実施、税の安定性の役割等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における19か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。

令和7(2025)年9月には、第54回会合がオーストラリアで開催され、租税犯罪への取組や税務行政におけるAIの活用等について意見交換が行われました。

ハ 租税犯罪等タスクフォース(TFTC :Task Force on Tax Crime and Other Financial Crimes)会合

租税犯罪等タスクフォース会合は、OECD加盟国38か国を含む71か国(令和7(2025)年10月現在)

の租税犯罪等調査部門のハイレベル及び国際機関が参加し、租税犯罪及びその他の金融犯罪の執行面について議論を行う場です。

令和6(2024)年5月には、国税庁調査査察部長(現国際担当審議官)が、非欧米から初めて議長に就任し、地理的バランス・ジェンダーバランスを考慮した戦略的かつ包摂的(inclusive)な取組等を主導しています。

令和7(2025)年10月の会合では、最新の租税・金融犯罪等の動向や暗号資産調査・AI活用等の有効な調査手法等の共有の他、各国当局のクロスボーダー連携の強化・国内関係機関間の連携等について意見交換が行われました。

二 税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム(GF:Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes)

税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム(GF)は、税の透明性及び税務当局間の情報交換の効果的な実施を確保することを目的として、OECDにより設置されたフォーラムであり、令和8(2026)年5月1日現在、OECD非加盟国を含む173か国・地域が参加し、各国の情報交換に関する法的枠組み・執行状況の相互審査及び開発途上国の能力強化支援等に取り組んでいます。

令和7(2025)年12月にインドで開催された第18回総会では、要請に基づく情報交換の実施状況に関して、日本を含む各国・地域のレポートが承認・公表され、また、CRSに基づく情報交換のこれまでの成果を評価するとともに、CARFに基づく情報交換の枠組みの拡大が確認されました。

コラム ③

アジア・イニシアティブハイレベル会合の東京開催

1 アジア・イニシアティブ(Asi:Asia Initiative)の概要

アジア・イニシアティブ(Asi)は、令和3(2021)年11月にGFにより立ち上げられた地域取組で、アジア地域における税務当局間の情報交換の促進や税分野の協力拡大等を目的としています。

日本は、令和8(2026)年1月から2年間、本イニシアティブの共同議長国を務めています。

2 第10回ハイレベル会合の東京開催

令和8(2026)年6月に、本イニシアティブの第10回ハイレベル会合が東京で開催され、Asi参加国や招待国の税務当局関係者及び国際機関の職員が出席しました。

本会合は、Asi設立5周年という節目の会合にあたり、過去の成果や今後の活動の方向性について議論が行われました。また、租税条約等に基づく情報交換や国際的な枠組みに基づく自動的情報交換等について議論が行われ、最終日に会合の成果に係る声明が発表されました。

国税庁は、今後もGFやAsiの活動に関与しながら、税務当局間の連携の強化に積極的に取り組みます。

